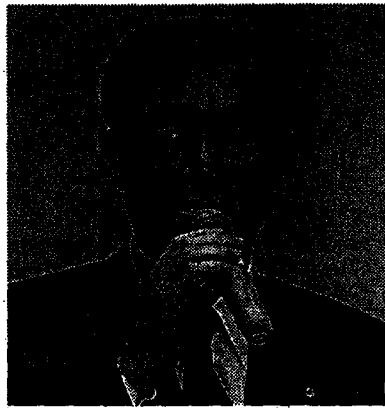


脇氏は新春講演会で、公共事業と一般の市場原理との違いを強調し、独占禁止法で建設業を制御することへの疑問を投げかけるとともに、競争性を確保するための公共工事品確法の普及促進と発注者の責任の重大性を訴えた。



「最近、国会の質疑の中で土木に関することは散々たるものだ。前向きな議論はなく、ムタなどという悪口ばかり。マスコミの主張も利権のために本来必要な



「発注者の気概なくして いいものはできない」

この部分から考えない。土木事業が国家であつたものが、月日が経つにつれて原点を忘れ、建設業も市場原理が常識と思われるようになった。それで果たしていいのか。一般の市場原理は値段も販売時期も生産者が決めるものだが、公共事業の場合は売り手である建設業者に決める自由がない。独禁法は、立場の強い売り手側を規制し、自由な競争を阻害しないように弱い立場の生産者を守るのが原点だ。しかしながら、公共事業の発注者は立場が強く、独禁法で建設業を制御するのは間違いだと言いつつ続けた。かつて競争まで否定するつもりはない。普通の市場とは違うということを認識した上で、公正な競争を確保するための法律として公共工事品確法をつくった」

「公共事業の施工は、昭和30年代から徐々に国の直営から請負業へと変わった。もともとは行政の行爲として礼節がなく、恥ずかしい話だ。なぜこのプロジェクトがあるのかという根拠にとつて必要でない訳がない。土木に携わる方々はこうした議論に悲観せず、乗り越えていく勇氣を持って頂きたい」

「総合評価方式は、ヒアリングをしてさまざまな提案を評価し、多少値段が高くても、いいものであればやってほしい」。

協参院議員が公共工事品確法普及訴え

講演